

議案第108号

養父市立小学校及び中学校設置及び管理条例等の一部を改正する
条例の制定について

養父市立小学校及び中学校設置及び管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月18日提出

養父市長 広 瀬 栄

養父市条例第 号

養父市立小学校及び中学校設置及び管理条例等の一部を改正する
条例

(養父市立小学校及び中学校設置及び管理条例の一部改正)

第1条 養父市立小学校及び中学校設置及び管理条例(平成16年養父市条例第80号)の一部を次のように改正する。

題名中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

本文中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表小学校の部養父市立関宮小学校の項を削る。

別表中学校の部養父市立関宮中学校の項を削る。

別表中学校の部の次に次の1表を加える。

義務教育学校

名称	位置
養父市立関宮学園	養父市吉井180番地

(養父市立教職員住宅管理条例の一部改正)

第2条 養父市立教職員住宅管理条例(平成16年養父市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」

に改める。

(養父市立学校施設等使用条例の一部改正)

第3条 養父市立学校施設等使用条例(平成16年養父市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(養父市立学校給食センター設置条例の一部改正)

第4条 養父市立学校給食センター設置条例(平成16年養父市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(養父市学校教育振興推進委員会設置条例の一部改正)

第5条 養父市学校教育振興推進委員会設置条例(平成17年養父市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(養父市遠距離通学児童生徒の通学費等の補助に関する条例の一部改正)

第6条 養父市遠距離通学児童生徒の通学費等の補助に関する条例(平成18年養父市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(養父市立大庄屋記念館(旧長島家住宅)設置及び管理条例の一部改正)

第7条 養父市立大庄屋記念館(旧長島家住宅)設置及び管理条例(平成16年養父市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表中「小、中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(養父市ハチ高原交流促進センター設置及び管理条例の一部改正)

第8条 養父市ハチ高原交流促進センター設置及び管理条例(平成16年養父市

条例第182号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の部中「小中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に、「午後3時より」を「午後3時から」に改める。

(養父市スクールバス管理及び運行条例の一部改正)

第9条 養父市スクールバス管理及び運行条例(平成16年養父市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第4号中「小学校又は中学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改め、同条第2項中「第4号」の次に「までの規定」を加える。

(養父市立天文館バルーンようか設置及び管理条例の一部改正)

第10条 養父市立天文館バルーンようか設置及び管理条例(平成16年養父市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第5項中「小学校又は中学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。

(養父市都市公園条例の一部改正)

第11条 養父市都市公園条例(平成16年養父市条例第249号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「心身障害者及び」を「心身障がい者又は」に改め、「中学校」の次に「及び義務教育学校」を加え、「又は生徒並びに」を「若しくは生徒又は」に改める。

(養父市奥米地ほたるの里設置及び管理条例の一部改正)

第12条 養父市奥米地ほたるの里設置及び管理条例(平成17年養父市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表1の部宿泊(冷暖房を含む。)の款中「小学校児童」を「小学生」に改める。

別表3の部宿泊(冷暖房・入浴料を含む。)の款中「小学校児童」を「小学生」に改める。

(養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第13条 養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年養父市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校」の次に「及び義務教育学校の前期課程(以下「小学校等」という。)」を加える。

第18条中「小学校」を「小学校等」に改める。

第20条中「小学校等」を「小学校等その他」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第108号 養父市立小学校及び中学校設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市立小学校及び中学校設置及び管理条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案																																								
養父市立 <u>小学校及び中学校</u> 設置及び管理条例	養父市立 <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u> 設置及び管理条例																																								
<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき設置する養父市立<u>小学校及び中学校</u>の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">小学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養父市立八鹿小学校</td> <td>養父市八鹿町八鹿1045番地4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>養父市立大屋小学校</td> <td>養父市大屋町山路110番地</td> </tr> <tr> <td><u>養父市立関宮小学校</u></td> <td><u>養父市吉井293番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">中学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養父市立八鹿青溪中学校</td> <td>養父市八鹿町九鹿201番地4</td> </tr> <tr> <td>養父市立養父中学校</td> <td>養父市十二所838番地</td> </tr> <tr> <td>養父市立大屋中学校</td> <td>養父市大屋町加保45番地1</td> </tr> <tr> <td><u>養父市立関宮中学校</u></td> <td><u>養父市吉井180番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	養父市立八鹿小学校	養父市八鹿町八鹿1045番地4	(略)	(略)	養父市立大屋小学校	養父市大屋町山路110番地	<u>養父市立関宮小学校</u>	<u>養父市吉井293番地</u>	名称	位置	養父市立八鹿青溪中学校	養父市八鹿町九鹿201番地4	養父市立養父中学校	養父市十二所838番地	養父市立大屋中学校	養父市大屋町加保45番地1	<u>養父市立関宮中学校</u>	<u>養父市吉井180番地</u>	<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき設置する養父市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">小学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養父市立八鹿小学校</td> <td>養父市八鹿町八鹿1045番地4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>養父市立大屋小学校</td> <td>養父市大屋町山路110番地</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">中学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養父市立八鹿青溪中学校</td> <td>養父市八鹿町九鹿201番地4</td> </tr> <tr> <td>養父市立養父中学校</td> <td>養父市十二所838番地</td> </tr> <tr> <td>養父市立大屋中学校</td> <td>養父市大屋町加保45番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">義務教育学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>養父市立関宮学園</u></td> <td><u>養父市吉井180番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	養父市立八鹿小学校	養父市八鹿町八鹿1045番地4	(略)	(略)	養父市立大屋小学校	養父市大屋町山路110番地	名称	位置	養父市立八鹿青溪中学校	養父市八鹿町九鹿201番地4	養父市立養父中学校	養父市十二所838番地	養父市立大屋中学校	養父市大屋町加保45番地1	名称	位置	<u>養父市立関宮学園</u>	<u>養父市吉井180番地</u>
名称	位置																																								
養父市立八鹿小学校	養父市八鹿町八鹿1045番地4																																								
(略)	(略)																																								
養父市立大屋小学校	養父市大屋町山路110番地																																								
<u>養父市立関宮小学校</u>	<u>養父市吉井293番地</u>																																								
名称	位置																																								
養父市立八鹿青溪中学校	養父市八鹿町九鹿201番地4																																								
養父市立養父中学校	養父市十二所838番地																																								
養父市立大屋中学校	養父市大屋町加保45番地1																																								
<u>養父市立関宮中学校</u>	<u>養父市吉井180番地</u>																																								
名称	位置																																								
養父市立八鹿小学校	養父市八鹿町八鹿1045番地4																																								
(略)	(略)																																								
養父市立大屋小学校	養父市大屋町山路110番地																																								
名称	位置																																								
養父市立八鹿青溪中学校	養父市八鹿町九鹿201番地4																																								
養父市立養父中学校	養父市十二所838番地																																								
養父市立大屋中学校	養父市大屋町加保45番地1																																								
名称	位置																																								
<u>養父市立関宮学園</u>	<u>養父市吉井180番地</u>																																								

第2条 養父市立教職員住宅管理条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(入居者資格)</p> <p>第3条 教職員住宅に入居できる者は、養父市立<u>小学校及び中学校</u>に勤務する外国語指導助手並びに県費負担教職員（以下「教職員」という。）又はこれらの者と同居しようとする家族とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第3条 教職員住宅に入居できる者は、養父市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>に勤務する外国語指導助手並びに県費負担教職員（以下「教職員」という。）又はこれらの者と同居しようとする家族とする。</p> <p>2 (略)</p>

第3条 養父市立学校施設等使用条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 養父市及び教育委員会が主催するとき、又は養父市立<u>小学校及び中学校</u>の学校教育のために使用するときの使用料は、無料とする。ただし、目的外使用した場合には、前項の使用料を徴収することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 養父市及び教育委員会が主催するとき、又は養父市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の学校教育のために使用するときの使用料は、無料とする。ただし、目的外使用した場合には、前項の使用料を徴収することができる。</p> <p>3 (略)</p>

第4条 養父市立学校給食センター設置条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 第30条の規定に基づき、養父市立<u>小学校及び中学校</u>に通学する児童及び生徒に学校給食を実施するため、その調理の業務を一括処理する施設として、学校給食センターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 学校給食センターは、養父市立<u>小学校及び中学校</u>に通学する児童及び生徒に対する学校給食の調理、運搬その他学校給食の実施に関し必要な業務を行う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 第30条の規定に基づき、養父市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>に通学する児童及び生徒に学校給食を実施するため、その調理の業務を一括処理する施設として、学校給食センターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 学校給食センターは、養父市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>に通学する児童及び生徒に対する学校給食の調理、運搬その他学校給食の実施に関し必要な業務を行う。</p>

第5条 養父市学校教育振興推進委員会設置条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校教育の振興推進に関する次の事項を調査審議し、答申するものとする。</p> <p>(1) 養父市立<u>小学校及び中学校</u>に通学する児童及び生徒の通学方法及び補助金の支給に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校教育の振興推進に関する次の事項を調査審議し、答申するものとする。</p> <p>(1) 養父市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>に通学する児童及び生徒の通学方法及び補助金の支給に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第6条 養父市遠距離通学児童生徒の通学費等の補助に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、義務教育の円滑な実施に資するため、市立<u>小学校及び中学校</u>に遠距離通学する児童生徒の保護者のうち通学費等を要する者に対して補助金を支給することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、義務教育の円滑な実施に資するため、市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>に遠距離通学する児童生徒の保護者のうち通学費等を要する者に対して補助金を支給することを目的とする。</p>

第7条 養父市立大庄屋記念館（旧長島家住宅）設置及び管理条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区分	個人	団体	区分	個人	団体
一般	200円	150円	一般	200円	150円
高等学校の生徒	150円	100円	高等学校の生徒	150円	100円
小、中学校の児童・生徒	100円	70円	<u>小学校、中学校及び義務教育</u> <u>学校の児童・生徒</u>	100円	70円

第8条 養父市ハチ高原交流促進センター設置及び管理条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行				改 正 案			
別表第2（第8条関係）				別表第2（第8条関係）			
1 （略）				1 （略）			
2 キャンプ				2 キャンプ			
団体区分	テント持込み のとき（1人 につき）	炊事場の使用の みのとき（1人 につき）	摘要	団体区分	テント持込み のとき（1人 につき）	炊事場の使用の みのとき（1人 につき）	摘要
<u>小中学校</u>	70円	10円	時間は、 <u>午後3時</u> <u>より翌日午前10</u> <u>時までとする。</u>	<u>小学校、中学校及</u> <u>び義務教育学校</u>	70円	10円	時間は、 <u>午後3時</u> <u>から翌日午前10</u> <u>時までとする。</u>
高等学校	130円			高等学校	130円		
その他	260円			その他	260円		

第9条 養父市スクールバス管理及び運行条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(使用の範囲等)</p> <p>第2条 スクールバスの使用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>小学校又は中学校</u>が実施する学習活動</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>小学校又は中学校</u>が実施する教科外活動</p> <p>2 前項第2号から第4号により使用する場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(使用の範囲等)</p> <p>第2条 スクールバスの使用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>小学校、中学校又は義務教育学校</u>が実施する学習活動</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>小学校、中学校又は義務教育学校</u>が実施する教科外活動</p> <p>2 前項第2号から第4号<u>までの規定</u>により使用する場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p>

第10条 養父市立天文館バルーンようか設置及び管理条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案		
<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、次の表に定める使用料を納めなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="152 347 1102 403"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 <u>小学校又は中学校</u>の児童又は生徒が使用する場合の使用料は、前項に定める使用料の額（天文友の会員が使用する場合の使用料を除く。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 天文館の事業として行う観望会等の参加者の使用料は、前各項の規定にかかわらず、1回当たり<u>小学校又は中学校</u>の児童又は生徒1人につき50円、その他の者1人につき100円とする。ただし、参加者が天文友の会員である場合は無料とする。</p>	(略)	<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、次の表に定める使用料を納めなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1169 347 2141 403"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 <u>小学校、中学校又は義務教育学校</u>の児童又は生徒が使用する場合の使用料は、前項に定める使用料の額（天文友の会員が使用する場合の使用料を除く。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 天文館の事業として行う観望会等の参加者の使用料は、前各項の規定にかかわらず、1回当たり<u>小学校、中学校又は義務教育学校</u>の児童又は生徒1人につき50円、その他の者1人につき100円とする。ただし、参加者が天文友の会員である場合は無料とする。</p>	(略)
(略)			
(略)			

第11条 養父市都市公園条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(使用料)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 別表第2に掲げる公園施設を利用しようとする者は、これらの表に定めるところにより、使用料を納めなければならない。ただし、<u>心身障害者及び</u>保育所(園)、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校の<u>幼児、児童又は生徒並びに60歳以上の者が運動施設を利用する場合の使用料の額は、別表2に定める使用料の額に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 別表第2に掲げる公園施設を利用しようとする者は、これらの表に定めるところにより、使用料を納めなければならない。ただし、<u>心身障がい者又は</u>保育所(園)、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>の<u>幼児、児童若しくは生徒又は60歳以上の者が運動施設を利用する場合の使用料の額は、別表2に定める使用料の額に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>

第12条 養父市奥米地ほたるの里設置及び管理条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行								改 正 案									
別表（第4条、第5条関係）								別表第1（第4条、第5条関係）									
1 ほたるの館								1 ほたるの館									
区分	使用時間区分及び基本使用料							備考	区分	使用時間区分及び基本使用料							備考
	午前9時			午後1時		午後6時				午前9時			午後1時		午後6時		
	室名等	午後零時	午後5時	午後10時	午後5時	午後10時	午後10時			室名等	午後零時	午後5時	午後10時	午後5時	午後10時	午後10時	
研修室	円	円	円	円	円	円		研修室	円	円	円	円	円	円			
	1,800	3,600	5,900	2,000	4,300	2,500			1,800	3,600	5,900	2,000	4,300	2,500			
	(略)								(略)								
冷暖房料	使用料の50%を加算する。								冷暖房料	使用料の50%を加算する。							
宿泊（冷暖房を含む。）	大人	2,500円		中学生及び高校生は、大人料金とする。				宿泊（冷暖房を含む。）	大人	2,500円		中学生及び高校生は、大人料金とする。					
	<u>小学校児童</u>	2,000円															
	幼児	1,500円															
2	(略)							2	(略)								
3 自然体験学習館めいじ								3 自然体験学習館めいじ									
区分	使用料			備考	区分	使用料			備考								
	4時間以内の場合		4時間を超える場合			4時間以内の場合		4時間を超える場合									
研修室（和室）	2,000円		4,000円		研修室（和室）	2,000円		4,000円									
宿泊（冷暖房・入浴料を含む。）	大人	1人 2,500円		中学生及び高校生は、大人料金とする。	宿泊（冷暖房・入浴料を含む。）	大人	1人 2,500円		中学生及び高校生は、大人料金とする。								
	<u>小学校児童</u>	" 2,000円															
	幼児	" 1,500円															
4～6	(略)							4～6	(略)								

第13条 養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(開所時間及び日数)</p> <p>第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、<u>小学校</u>の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(1) <u>小学校</u>の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) <u>小学校</u>の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、<u>小学校</u>の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する<u>小学校等</u>関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）</u>に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(開所時間及び日数)</p> <p>第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、<u>小学校等</u>の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(1) <u>小学校等</u>の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) <u>小学校等</u>の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、<u>小学校等</u>の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する<u>小学校等その他</u>関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>

